

2015年10月20日(火) 15:30~17:30

衆議院第一議員会館

シンポジウム「新聞・出版文化を守り、民主社会の未来を語る会
——軽減税率は子どもたちへの贈り物である——」

(出版界を代表して)

一般社団法人 日本書籍出版協会よりの報告 理事長 相賀昌宏 (おおが・まさひろ)

日本書籍出版協会は日本雑誌協会、日本書店商業組合連合会ならびに日本出版取次協会の総意として2017年4月に予定されている消費税率10%引き上げに際し、引き上げと同時に、出版物へ軽減税率を適用することを強く要望します。

すべての国民が、書籍・雑誌等の出版物や新聞に広く触れる機会を持つことは、民主主義の健全な発展と国民の知的生活の向上にとって大事なことです。出版物は生活必需品や医療等とともに、国民の健康で文化的な生活を支え続けるために重要な役割を果たしています。出版物はすぐに生命に関わるものでないだけに、生活維持の緊急性という視点では後回しにしても構わないと思われがちですが、本は食糧品とは違った意味で生きるために必要なものです。大震災の時、被災地で多くの人が本を求めたことは記憶に新しいことです。また、本は特に子どもたちにとって人間形成の一助であり、長い時間を生きていく上で必要なものです。

そのために我々日本人は、本に近づきやすい社会の仕組みを大切にしてきました。学校図書館、公共図書館、新刊書店、古書店、新古書店、レンタル店、コンビニ店、ネット書店、マンガ喫茶など、多くの本と接する機会を設けました。これらはお互いにぶつかりあったり補完し合ったりしながら、読み手と同時に新たな書き手も作り出しています。

この仕組みの根幹は、執筆者、著者、作家の持続的な創作意欲と、その生活を支えるための新刊書店における売り上げです。消費増税による出版物の値段の引き上げは、買って読む読者の減少に大きく影響を与え、どうしても読者が新刊書店で出版物を購入することをためらわせる要因となります。お手元の資料にございます通り、全国の332の自治体には新刊書店がない状況であり、軽減税率が適用されない場合、さらに書店の数が減少することが予想されます。そして新刊書の売り上げは落ち、新しい本の出版は減り、創作者が育たなくなり、文化の創造的生成は衰退していかざるを得ません。

いくら図書館・古書店・レンタル店などが読書を支えても、新刊書店での出版物の購入減少と出版社・執筆者への還元減少、新たな出版物の再生産減少ということを招き、国民の知的・文化的な環境の衰退という悪循環に陥る可能性が大きいと考えます。

ヨーロッパ諸国をはじめ、アジアや世界中の多くの国々では、その国の文化の持続発展に必要なものとして、出版物への軽減税率(イギリスでは税率ゼロ)が適用されています。(※別紙ご参照)。日本も文化政策という観点から出版物への軽減税率を導入すべきだと思います。

また、本日もご出席の浅田次郎先生、姜尚中先生、柳田邦男先生をはじめとする作家や漫画家、ジャーナリストや大学教授や弁護士の先生方による「有識者会議」が立ち上がり、「提言」をまとめていただいています。(※別紙ご参照)。作家や執筆者たちが、未来や子どもたちへの贈り物として、軽減税率をプレゼントしたいと切に願われているのです。

文化政策、未来への投資として、確実に効果が期待できる方策として、是非とも出版物への軽減税率適用をお願いいたします。

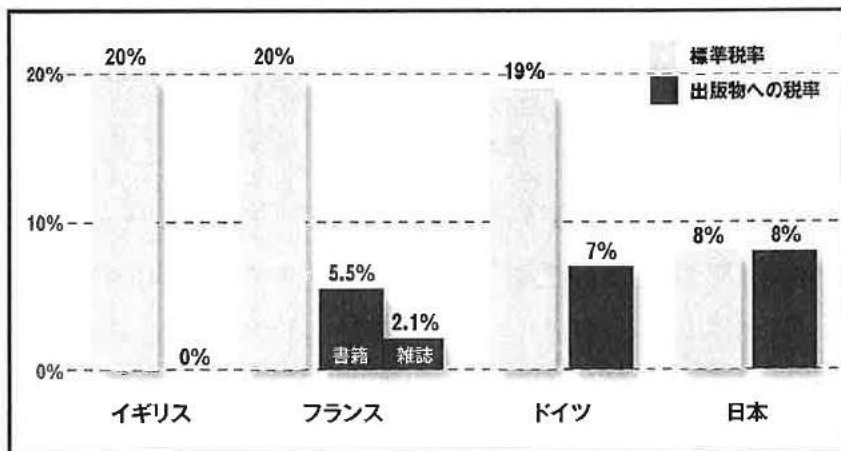
以上

書店を守ろう！子どもたちの未来のために！

「本と雑誌」は「軽減税率」が世界の常識です

グラフをご覧ください。ヨーロッパの先進国は自国の文化の発展のため、出版物に広く軽減税率を適用しています。

イギリスはゼロ%（標準税率20%）、フランスは雑誌2.1%書籍5.5%（標準税率20%）、ドイツは7%（標準税率19%）です。アジアでも、韓国（標準税率10%）、タイ（標準税率7%）、マレーシア（標準税率6%）では、出版物に消費税が課されていません。



※2017年4月1日から日本の標準税率は10%になります

それは、未来を担う子どもたちへの投資と考えているからです。

世界の各国は文化、科学の発展のため、将来の国力のために軽減税率を適用しています。

日本はどうでしょうか？

「本屋さんゼロの自治体」数

北海道	47	石川	1	岡山	3
青森	9	福井	1	広島	1
岩手	5	山梨	8	山口	3
宮城	6	長野	35	徳島	4
秋田	9	岐阜	4	香川	0
山形	9	静岡	2	愛媛	2
福島	22	愛知	2	高知	13
茨城	3	三重	4	福岡	13
栃木	1	滋賀	2	佐賀	2
群馬	12	京都	4	長崎	3
埼玉	5	大阪	4	熊本	13
千葉	7	兵庫	2	大分	1
東京	6	奈良	15	宮崎	5
神奈川	2	和歌山	6	鹿児島	8
新潟	3	鳥取	3	沖縄	19
富山	1	島根	2	計	332

2015年5月1日アルメディア調べ

子どもたちが直接本に触れられる本屋さんが全国的に減っています。

市町村という基礎自治体で、本屋さんが1軒もない「本屋ゼロの町」が至る所で現れています。

2014年の出版販売金額は前年比4.5%減の1兆6050億円でした。販売金額の落ち込みは1950年の統計開始以来最大なのです（出版科学研究所調べ）。

原因ははっきりしています。昨年4月に5%から8%に引き上げられた消費税の影響です。これ以上、本屋さんが減ることは日本文化の衰退につながらないでしょうか？

私たちは大いに危惧しています。子どもたちが全国どこでも等しく本に触れられる環境が破壊されることを！

出版物に軽減税率を!!

日本書籍出版協会
日本雑誌協会
日本出版取次協会
日本出版インフラセンター
日本書店商業組合連合会
読書推進運動協議会
文字・活字文化推進機構
出版文化産業振興財団

問い合わせ先

一般社団法人 日本書籍出版協会 調査部
research@jbpa.or.jp TEL: 03-3268-1303 FAX: 03-3268-1196

ご参考

軽減税率の事例（欧州）……消費税（付加価値税）の税率比較

国名	標準税率	軽減税率	軽減税率の対象品目
イギリス	20%	0%	書籍、雑誌、新聞、食料品、水道水、医薬品、国内旅客輸送など
フランス	20%	2.1%	雑誌、新聞、医薬品など
		5.5%	書籍、電子書籍、食料品、水道水など
		10%	旅客輸送など
ドイツ	19%	7%	書籍、雑誌、新聞、食料品、水道水、旅客輸送など
スウェーデン	25%	0%	医薬品（医療機関による処方）など
		6%	書籍、雑誌、新聞、旅客輸送など
		12%	食料品など
スペイン	21%	4%	書籍、雑誌、新聞、食料品、医薬品など
イタリア	22%	4%	書籍、雑誌、新聞、食料品など

国名	標準税率	書籍	e-books	雑誌	新聞	食料品	備考	
アイスランド	Iceland	24	11	11	11	11		
スウェーデン	Sweden	25	6	25	6	12/25		
ノルウェー	Norway	25	0	25	*0/25	0	*Weekly magazines	
フィンランド	Finland	24	10	24	10/24	10/24	14	
デンマーク	Denmark	25	25	25	25	0/25	25	
エストニア	Estonia	20	9	20	*9	9	20 *ポルノは標準税率	
ラトビア	Latvia	21	12	21	12	12	21	
リトアニア	Lithuania	21	9	21	9	9	21	
アイルランド	Ireland	23	0	23	9	9	0/4.8/13.5/23	
イギリス	United Kingdom	20	0	20	0	0	0	
ドイツ	Germany	19	7	19	7	7	7	
ベルギー	Belgium	21	6/21	21	0/6/21	0/6/21	6	
オランダ	Netherlands	21	6	21	6	6	6	
ルクセンブルク	Luxembourg	17	3	17	3	3	3	
オーストリア	Austria	20	10	20	10	10	10	
スイス	Switzerland	8	2.5	8	2.5	2.5	2.5	
フランス	France	20	5.5	5.5	2.1/20	2.1/20	5.5/10/20	ポルノは標準税率
スペイン	Spain	21	4/21	21	4/21	4/21	4/8/10	
ポルトガル	Portugal	23	6	23	6	6	6/13/23	
イタリア	Italy	22	4/22	4/22	4/22	4	4/10	ポルノは25% (ポルノ税)
クロアチア	Croatia	25	5	25	5/13/25	5/13/25	5/13/25	
スロベニア	Slovenia	22	9.5	22	9.5	9.5	9.5	
ギリシア	Greece	23	6.5	23	6.5	6.5	13	
マルタ	Malta	18	5	18	5	5	0/5(菓子類)	
キプロス	Cyprus	19	5	19	5	5	5/19	
ポーランド	Poland	23	5/23	23	5/23	8/23	5/8/23	
チェコ	Czech Republic	21	10	21	15	15	15	
スロバキア	Slovakia	20	10	20	20	20	10/20	
ハンガリー	Hungary	27	5	27	5	5	*18/27 *基本的食料品	
ルーマニア	Romania	24	9	24	9	9	9/24	
トルコ	Turkey	18	8	8	8	8	1~8	
ウクライナ	Ukraine	*20	0	0			*2015年度に17%に引下げ	
カナダ	Canada	5	0	5		5	0 連邦(GST):5%,州:7~8%	
アメリカ	U S A	*0~7	—		多くの州で免除	多くの州で免除	免税又は軽減 *州税	
メキシコ	Mexico	16	0	0	0	0	0	
アルゼンチン	Argentina	21	0	0				
ブラジル	Brazil	17~19	0	0				
コロンビア	Colombia	16	0	0				
ウルグアイ	Uruguay	22	0	22				
アルジェリア	Algeria	17	7					
エジプト	Egypt	10	0	0				
日本	Japan	8	8	8	8	8	8 2017.4—標準税率10%予定	
韓国	South Korea	10	0(非課税)	0	0(非課税)	0(非課税)	0(非課税)	
中国	China	17	13		13	13	13 増値税	
台湾	Taiwan	5	5	5	非課税	非課税	非課税 付加価値型営業税	
フィリピン	Philippines	12	0	12				
インド	India	5~15	0	0		0		
マレーシア	Malaysia	6	0	6				
ベトナム	Vietnam	10	*非課税/5	0	非課税	非課税	*非課税 *児童用書籍 *未加工食料品	
タイ	Thailand	7	0(免税)	7	0(免税)	0(免税)	*0(免税) *未加工食料品	
シンガポール	Singapore	7	7	7	7	7	7	
ニュージーランド	New Zealand	15	15	15	15	15	15	
オーストラリア	Australia	10	10	10	10	10	*0 *基礎的食料品	

※財務省、EU、OECD、ジェトロ、IPA(国際出版連合)、FIPP(国際雑誌連合)、新聞協会等の各資料を参考に作成

※アメリカは、0~7%の範囲で各州ごとに異なる州税に加え、郡、市独自の料率を加算した売上税が課されている(例、ニューヨーク市は8.875%)

※(1) 課税対象外(人件費、国外著作権使用料、租税公課等)、(2) 不課税取引(対価性のない取引、受取配当金・保険金・損害賠償金等)、(3) 非課税取引(売上に課税されないが、その売上げに対応する課税仕入れについて仕入税額控除ができない。仕入れに係る税額はコストとして価格に転嫁)、(4) 免税取引(税を免除されている取引、輸出取引)、(5) 軽減税率(標準税率のほかに複数税率を設ける)非課税取引と異なり、仕入れに係る消費税額の控除又は税の還付を受けることができる。複数の税率を区分する経理処理方式の採用が必要

提 言

私たちは、2017年4月に予定されている 消費税率10%への引き上げに際し、 出版文化に軽減税率を適用することを求めます。

現在、生活必需品である食料品への軽減税率適用が検討されております。食が「身体の糧」であるのと同様に、書籍・雑誌等の出版物は「心の糧」であり、生きていく上で欠かせない必需品です。わけても子どもたちにとって読書体験は人格形成の基本を構築していく上で不可欠なものです。加えて、出版物は健全な民主社会を構成するための知的インフラであり、知力、技術力、国際競争力の源でもあります。

ヨーロッパの国々や多くの先進国では、出版物に軽減税率が適用されています（イギリスでは税率ゼロ）。各国は、出版物をその国の文化の持続的発展や国民の知的水準を維持・向上させる上で必要な存在と位置づけ、国民が容易にかつ低価格で手に入れることが可能なように制度として保障しているのです。

憲法25条では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定されています。最低限度の健康的な生活に食料品が不可欠であるように、出版物は最低限度の文化的生活に必要不可欠です。

出版物への軽減税率適用は、必ず実現すべきものと考えます。

2015年4月22日

出版文化に軽減税率適用を求める有識者会議

浅田次郎（日本ペンクラブ会長）

内館牧子

姜 尚中

樹林 伸

里中満智子

篠 弘（日本文藝家協会理事長）

田原総一郎

弘兼憲史

村山由佳

柳田邦男

片山 等（国土舘大学法学部教授）

曾我部真裕（京都大学大学院法学研究科教授）

山田健太（専修大学文学部教授）